

## 芦屋市文化基本条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>文化推進基本計画</u>（第8条）</p> <p>第3章 文化に関する基本的施策（第9条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し</u>、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化など<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（基本理念）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 <u>文化振興基本計画</u>（第8条）</p> <p>第3章 <u>文化の振興</u>に関する基本的施策（第9条—第20条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化の振興</u>に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、<u>文化の振興</u>に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>文化の振興</u>を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文化 芸術、芸能、生活文化など<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（基本理念）</p>

改正案	現 行
<p>第3条 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。</p> <p>3 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。</p> <p>5 <u>文化に関する施策の推進</u>に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことに鑑み、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。</p> <p>(市の役割及び責務)</p>	<p>第3条 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。</p> <p>2 <u>文化の振興</u>に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。</p> <p>3 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。</p> <p>4 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。</p> <p>5 <u>文化の振興</u>に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。</p> <p>(市の役割及び責務)</p>
<p>第6条 市は、基本理念にのっとり、文化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第6条 市は、基本理念にのっとり、<u>文化の振興</u>に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、<u>文化の振興</u>に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、<u>文化の振興</u>に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>4 市は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>(市民等との協働)</p> <p>第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 <u>文化推進基本計画</u> (文化推進基本計画)</p> <p>第8条 市長は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する基本的な計画(以下「<u>文化推進基本計画</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>文化推進基本計画</u>は、総合的な文化に関する施策の大綱その他文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>文化推進基本計画</u>を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する<u>芦屋市文化推進審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、<u>文化推進基本計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、<u>文化推進基本計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第3章 文化に関する基本的施策 (高齢者、障害者等の文化活動の充実)</p>	<p>4 市は、文化の<u>振興</u>に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないよう十分に配慮しなければならない。</p> <p>(市民等との協働)</p> <p>第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の<u>振興</u>に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>第2章 <u>文化振興基本計画</u> (文化振興基本計画)</p> <p>第8条 市長は、文化の<u>振興</u>に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の<u>振興</u>に関する基本的な計画(以下「<u>文化振興基本計画</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>文化振興基本計画</u>は、総合的な文化の<u>振興</u>に関する施策の大綱その他文化の<u>振興</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>文化振興基本計画</u>を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する<u>芦屋市文化振興審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、<u>文化振興基本計画</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、<u>文化振興基本計画</u>の変更について準用する。</p> <p>第3章 文化の<u>振興</u>に関する基本的施策 (高齢者、障害者等の文化活動の充実)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、<u>これらの者が行う創造的活動，公演等への支援，これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、<u>これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</u></p>